

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年8月15日（令和4年（行個）諮問第5178号）

答申日：令和5年6月26日（令和5年度（行個）答申第5032号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求人が令和3年特定月頃、派遣法申告の件で東京労働局特定部へ通報・申告した件に係る、申告から是正指導等までの経過一式。ただし、請求人が提出した資料等を除く。（事業場名：特定法人A，所在地：特定住所B，事業場名：特定会社C）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月26日付け東労発総個開第3-1857号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧につき、特定部署までの閲覧なら可能である旨の意見が付されていることから、その内容は記載しない。）。

今回、特定課はこちらが申告したにも関わらず、こちらに何も質問しないかつ説明も行いませんでした。

文書開示を行ってもこちらの申告以外全て黒塗りになっており、何が起こったのか全く分かりません。

申告を行っていることから労働局には説明責任が発生します。

当然、個人名までの開示は必要ありませんが、組織としてどう回答したのか説明を記載願います。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年3月29日付け（同日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年5月16日付け（同月17日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3の規定に基づき行った申告及びその処理に係る文書に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

文書1の5頁②、8頁②の不開示部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名等が含まれており、当該部分は審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書1の2頁ないし3頁1行目、5行目1文字目ないし3文字目、6行目29文字目ないし35行目、37行目5文字目ないし38行目24文字目、39行目18文字目ないし31文字目、4頁1行目1文字目ないし5文字目、1行目13文字目ないし4行目5文字目、4行目17文字目ないし11行目、12行目19文字目ないし15行目、16行目6文字目ないし14文字目、5頁①、5頁③ないし8頁①及び8頁③ないし12頁の不開示部分は、調査対象事業所（以下「特定事業所」という。）に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法14条3号ロ該当性

文書2の13頁ないし28頁の不開示部分については、東京労働局が特定事業所に対し労働者派遣法に基づく指導監督を行う際に指導監督に係る東京労働局との信頼関係を前提として任意に提出させたものである。その内容は、当該特定事業所の実態を明らかにする情報であり、これらの情報が開示された場合、指導監督機関と当該事業所との信頼関係が失われ、当該事業所が関係資料の提出等情報提供に非協力的となり、また指導監督に対する自主的改善意欲を低下させ、更には、法令違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格の持つ指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

エ 法14条7号イ該当性

文書1の2頁ないし3頁1行目、5行目1文字目ないし3文字目、6行目29文字目ないし35行目、37行目5文字目ないし38行目24文字目、39行目18文字目ないし31文字目、4頁1行目1文字目ないし5文字目、1行目13文字目ないし4行目5文字目、4行目17文字目ないし11行目、12行目19文字目ないし15行目、16行目6文字目ないし14文字目、5頁①、5頁③ないし8頁①及び8頁③ないし12頁並びに文書3の29頁の不開示部分は、労働局の判断、対応方針等が具体的に記載されている。これらの情報が開示されると、労働局が行う検査、指導等について、関係者からの事情聴取、実態確認のために必要な資料の収集等の調査の方針、実施状況、手法等が明らかになるおそれがあり、それらを基に今後行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書1の3頁2行目ないし4行目、5行目4文字目ないし6行目28文字目、36行目ないし37行目4文字目、38行目25文字目ないし39行目17文字目、4頁1行目6文字目ないし12文字目、4行目6文字目ないし16文字目、12行目1文字目ないし18文字目、16行目1文字目ないし5文字目、16行目15文字目ないし17行目、5頁1行目1文字目ないし13文字目、24文字目ないし28文字目、3行目4文字目ないし12文字目、4行目5文字目ないし15文字目、8頁1行目1文字目ないし13文字目、24文字目ないし29文字目、4行目4文字目ないし12文字目、5行目5文字目ないし12文字目につい

ては、法14条各号に掲げる不開示情報に該当しないため、新たに開示する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「文書開示を行っても、審査請求人の申告以外全てが不開示となっており、何が起きていたか判別できず、申告に対して労働局には説明責任があるため、個人名を除き組織としての回答内容の説明を求める」旨主張しているが、法に基づく開示請求に対しては、上記(2)で述べたとおり、法14条各号に基づいて開示、不開示を判断するものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「新たに開示する部分」欄に掲げる情報を新たに開示した上で、同表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示条項として法14条3号ロを追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年8月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 審議
- ④ 同月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年6月6日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項として法14条3号ロを追加した上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) なお、文書2の13頁ないし28頁の不開示部分については、理由説明書の別表には、法の適用条項として同条3号イ及びロ並びに7号イに

該当する旨記載されているが、理由説明書（上記第3の3（2））においては、同条3号ロのみであり、同条3号イ及び7号イに該当する旨の説明がなかった。当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足して説明させたところ、以下のとおりであった。

ア 当該不開示部分については、特定事業所に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条3号イに該当する。

イ また、当該不開示部分については、労働局の判断、対応方針等が具体的に記載されており、これらの情報が開示されると、労働局が行う検査、指導等について、関係者からの事情聴取、実態確認のために必要な資料の収集等の調査の方針、実施状況、手法等が明らかになるおそれがあり、それらを基に今後行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあることから、同条7号イに該当する。

このため、当該補足説明を踏まえ、検討することとする。

2 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番2は、東京労働局が作成した決裁文書本体の記載の一部である。当該部分は、下記イ（イ）及びウ（イ）において開示すべきこととしている保有個人情報又は諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が推認できる情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局における事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番4及び通番8は、東京労働局が作成した決裁文書本体の記載の一部である。

（ア）当該部分には、労働者派遣法の特定の条項の観点から聴取等を行った日時が記載されており、これらは当該聴取が行われた年月日及び時刻等の記載にすぎない。

（イ）また、上記（ア）を除く当該記載の一部は、諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が推認できる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番12は、特定事業所から東京労働局に提出された資料の一部である。

(ア) 当該部分(下記(イ)を除く。)は、特定事業所が審査請求人に明示した書面であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(イ) また、当該部分の一部は、当該資料の表紙であり、これを開示したとしても、特定事業所が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局における事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番13は、東京労働局が作成した申告事案調書の記載の一部である。当該部分は、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が推認できる情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働局における事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

通番5及び通番9は、東京労働局が作成した決裁文書本体に記載された特定事業所関係者の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及

びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及び7号イ該当性

通番2，通番3，通番6，通番7，通番10及び通番11は、東京労働局が作成した決裁文書本体の記載の一部である。

通番2及び通番3は、東京労働局が調査した結果及び当該結果に基づく判断等、通番6，通番7，通番10及び通番11は、東京労働局の担当官が特定事業所関係者から、労働者派遣法の特定の条項の観点から聴取を行った内容が記載されている。

これらを開示すると、当該特定事業所を始めとする関係者が、今後労働局に対して率直に説明することをちゅうちょし、又は労働局が行う調査手法・着眼点等が明らかとなり、検査等の性格を持つ労働局が行う調査指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ並びに7号イ該当性

通番12は、当該申告事案に対する特定事業所の聴取内容の補足として、特定事業所が東京労働局に提出した資料である。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号，3号イ及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号，3号イ及びロ並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号イに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号，3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名 及び頁		2 原処分における不開示部分				3 2 欄の 不開示を維 持する部分 のうち開示 すべき部分	
		該当箇所		法 1 4 条各号 該当性	通番		
		新たに開示す る部分	不開示を維持 する部分				
1	決裁文書本体	1	—	—	—	—	
		2	なし	不開示部分全 て	3 号 イ, 7 号イ	1	全て
		3	2行目ないし 4行目, 5行 目4文字目な いし6行目2 8文字目, 3 6行目ないし 37行目4文 字目, 38行 目25文字目 ないし39行 目17文字目	1行目, 5行 目1文字目な いし3文字 目, 6行目2 9文字目ない し35行目, 37行目5文 字目ないし3 8行目24文 字目, 39行 目18文字目 ないし31文 字目	3 号 イ, 7 号イ	2	6行目29 文字目ない し7行目2 文字目
		4	1行目6文字 目ないし12 文字目, 4行 目6文字目な いし16文字 目, 12行目 1文字目ない し18文字 目, 16行目 1文字目ない し5文字目, 16行目15 文字目ないし 17行目	1行目1文字 目ないし5文 字目, 1行目 13文字目な いし4行目5 文字目, 4行 目17文字目 ないし11行 目, 12行目 19文字目な いし15行 目, 16行目 6文字目ない し14文字目	3 号 イ, 7 号イ	3	—
		5	1行目1文字 目ないし13 文字目, 24 文字目ないし 28文字目, 3行目4文字 目ないし12	① 1行目1 4文字目ない し23文字 目, 2行目な いし3行目3 文字目, 4行 目1文字目な	3 号 イ, 7 号イ	4	1行目14 文字目ない し23文字 目, 2行目 1文字目な いし21文 字目, 3行

			文字目, 4行目5文字目ないし15文字目	いし4文字目			目1文字目ないし3文字目, 4行目1文字目ないし4文字目
				② 5行目ないし6行目	2号	5	—
				③ 7行目ないし30行目	3号イ, 7号イ	6	—
		6ないし7	なし	不開示部分全て	3号イ, 7号イ	7	—
		8	1行目1文字目ないし13文字目, 24文字目ないし29文字目, 4行目4文字目ないし12文字目, 5行目5文字目ないし12文字目	① 1行目14文字目ないし23文字目, 2行目ないし4行目3文字目, 5行目1文字目ないし4文字目	3号イ, 7号イ	8	1行目14文字目ないし23文字目, 2行目1文字目ないし22文字目, 3行目, 4行目1文字目ないし3文字目, 5行目1文字目ないし4文字目
				② 6行目ないし9行目	2号	9	—
				③ 10行目ないし31行目	3号イ, 7号イ	10	—
		9ないし12	なし	不開示部分全て	3号イ, 7号イ	11	—
2	事業所から提出された資料	13ないし28	なし	不開示部分全て	3号イ及びロ, 7号イ	12	13頁, 16頁ないし18頁, 22頁
3	申告事案調書	29ないし30	なし	不開示部分全て	7号イ	13	全て

